



# 所得拡大促進税制 平成 30 年度改正

所得拡大促進税制は、リーマンショックにより低迷 した給与所得水準を回復させ、消費喚起による景気の 拡大を目指す政策の一環として創設されました。

本制度が適用開始となってから丸5年経過し、今回 の平成30年度税制改正にて、適用要件や税額控除額 など大きく変更される部分がありますので、実務上の 影響や留意点を踏まえながらご紹介いたします。

なお今回、ご紹介する改正内容は、中小企業者等(資本金1億円以下の法人など。大規模法人に発行済株式等の2分の1以上を所有されている法人や2以上の大規模法人に発行済株式などの3分の2以上を所有されている法人を除きます。)を対象とするものです。

## ■ 改正の内容

中小企業者等の適用要件ならびに税額控除額は以下 の通りとなります。

要件	①「継続雇用者給与等支給額」が前事業
*1	年度より 1.5% 以上増加
	②「給与総額」が前事業年度より増加し
	ている
控除額	「給与総額」の前事業年度からの増加額×
*2	15%(ただし、法人税額の 20% が上限)

- \*1 適用要件②については直接的に明記されていませんが、満たしていないと税額控除額が0円となり、結果的に税額控除できないこととなります。
- \*2 改正前の税額控除額は、給与総額の基準年度(平成24年度)からの増加額×10%であったため、給与総額を比較する事業年度が変更になり、また税額控除割合が5%引き上げとなっています。

#### ■ 上乗せ措置の改正

前述の要件に加えて次の追加要件を満たした場合には、 税額控除額が増加します。

要 件 *1	「継続雇用者給与等支給額」が前事業年度より2.5%以上増加し、かつ次の①②のどちらかを満たしている。 ①教育訓練費が前事業年度比で10%以上増加していること ②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること
控除額	「給与総額」の前事業年度からの増加額×
*2	25%(ただし、法人税額の 20% が上限)

\*1 改正前の要件は「1人当たりの平均給与が2%

以上増加していること」のみでしたので、今回の 改正により上乗せ措置の適用要件は厳しくなって います。

\*2 適用要件が厳しくなった一方で、税額控除割合 は従来の 22% から 3% 引き上げられています。

## ■ 事務負担の軽減

改正前は対象者の抽出や給与額の収集など多くの手間や事務負担を強いられていたのが実情ではないでしょうか。今回の改正では事務負担の軽減が図られていますので、主なポイントについてご紹介いたします。 〈ポイント①〉「継続雇用者」の範囲簡素化

従来、「継続雇用者」は、当期と前期において給与等の支給を受けた国内雇用者と定義されていましたので、前期中に入社した方や当期中に退職された方も計算対象に含まれていました。そのため、各月ごとに計算対象者の人数および給与額を把握する必要がありました。

今回の改正ではこの「継続雇用者」の範囲が見直され、前期および当期の各月全てに在籍している従業員が対象者となり、その従業員に支給した給与額をもって要件判定を行うこととなりました。なお、「国内雇用者」や「給与等」の範囲について変更はありませんので、従来の取扱いと同様となります。

〈ポイント②〉1人当たり平均給与の算出不要

改正後の条文においても「平均給与等支給額」という文言が明記されていますが、〈ポイント①〉で記載しました通り、前期および当期の対象者数は同じになるので、1人当たりの平均を出すまでもなく、給与額が増加すれば「平均給与等支給額」も増加することになりますので、平均給与を算出する必要がなくなりました。

### ■ 制度適用の検討は慎重に…

税額控除の対象となる額を算定することが今回の改正で簡素化されたため、平成30年4月以降開始事業年度から適用を検討しようという会社が増えてきているようです。ただし経理担当者のみで対応することは不可能な税額控除制度ですので、「継続雇用者」や「給与総額」などの要件について、人事関係担当者と事前に調整を行い、正しく算定ができるように準備をする必要があります。

適用にあたりご不明な点がある場合や、中小企業者 等に該当しない場合には、ご相談ください。

> 執筆(文責)税理士法人東京総合経営 公認会計士:金城 大也